

令和2年度

「介護福祉士修学資金・
社会福祉士修学資金貸付制度」
申込みのしおり
(募集要項)

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

目 次

令和2年度 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 貸付申請者募集要項……………	P 1
Q & A……………	P 7
様式集（記入例及び申請様式等）……………	P 9

令和2年度 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 貸付申請者募集要項

介護福祉士修学資金等貸付制度は、介護福祉士または社会福祉士養成施設（以下「養成施設」という）に在学し、卒業後は介護福祉士または社会福祉士の資格を取得し、茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士等としての業務に従事する意思を持つ方に無利子で修学資金を貸し付け、資格取得を容易にするとともに、県内の社会福祉施設等に勤務する質の高い介護福祉士等の育成・確保を図ることを目的とした制度です。

介護福祉士又は社会福祉士として、5年間継続して業務に従事すると、貸付金は全額免除となります。

令和2年度の介護福祉士修学資金等の貸付けを申請する方を次のとおり募集します。

1 募集期間

募集は、2期に分けて実施します。

第1期 令和元年11月 1日(金)～12月20日(金)

第2期 令和2年 5月11日(月)～ 6月10日(水)

※上記各申請期間は養成施設又は高校から茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）への申請書類提出期間です。申請者は、入学が決定した介護福祉士養成施設又は在学する高校を通して提出して下さい。

※養成施設又は高校によって受付の窓口、募集期間等が異なりますので、必ずご確認ください。

※各期間とも、最終日までに県社協必着とします。

2 募集対象者

(1) 第1期募集

令和2年4月に養成施設へ入学を予定し、申請日現在において次の④又は⑤に該当する方。

④入学決定者（専門学校進学）

養成施設が実施する令和2年度入学者選抜試験等を受験し合格証が交付されており、当該貸付申請にあたり養成施設の長から推薦を受けられる方。

⑤入学予定者（短大・大学進学）

養成施設が実施する令和2年度入学者選抜試験を受験し^(※)、又は受験する意思を持ち、高等学校の長からの推薦を受けられる方。

(※) 短大・大学の合格証が発行されている場合であっても⑤に該当します。

(2) 第2期募集

申請日現在、養成施設に在学している方。

なお、(1)(2)いずれも次の「貸付者要件」を全て満たす方が対象です。

■貸付者要件

① 茨城県内に住民登録している、又は茨城県に住民登録していないが、茨城県内の養成施設に在学（入学が決定若しくは入学を予定）している。

なお、以下の場合も可とする。

・養成施設の学生となった年度の前年度茨城県内に住民登録をしていて、かつ介護福祉士または社会福祉士の養成施設で修学するために茨城県外に転居した場合。

- ② 養成施設を卒業後1年以内に介護福祉士または社会福祉士の登録を行い、茨城県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事する意思を持っている。
- ③ 成績優秀でかつ家庭の経済的状況から貸付けを必要としている。
- ④ 連帯保証人（申請者が未成年の場合は法定代理人であること）1名、もしくは法人保証をたてることができる。（法人保証制度を利用できるのは、親族等の状況から個人の連帯保証人を立てることが困難な場合）
- ⑤ 他県が実施する同種の修学資金又は茨城県生活福祉資金の貸付けを受けていない。

3 貸付金額、貸付期間等

(1) 介護福祉士修学資金

修学資金 月額5万円以内（貸付期間は正規の修学期間）
 入学準備金 20万円以内（入学年次の初回送金時に一括交付）
 就職準備金 20万円以内（卒業年次の最終回送金時に一括交付）
 国家試験受験対策費用 年度あたり4万円以内
 ※生活保護世帯及び生活保護に準ずる世帯に対し、生活費加算制度あり。

(2) 社会福祉士修学資金

修学資金 月額5万円以内（貸付期間は正規の修学期間）
 入学準備金 20万円以内（入学年次の初回送金時に一括交付）
 就職準備金 20万円以内（卒業年次の最終回送金時に一括交付）
 ※入学準備金と就職準備金については、短期養成施設等に在学の場合、初回又は最終回いずれかの貸付となります。
 ※生活保護世帯及び生活保護に準ずる世帯に対し、生活費加算制度あり。

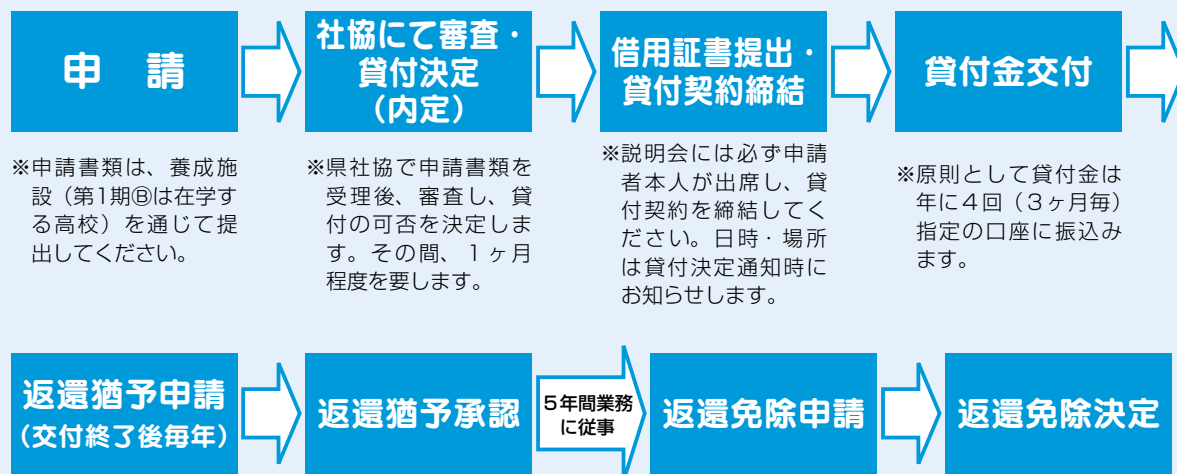
4 申請から返還免除までの流れ

第1期 前年度11～12月
 第2期 入学後5～6月

2月頃**内定**
 7月頃**決定**

入学後4月頃
 8月頃

6月末
 9月末



※氏名変更や転居・転職等の変更事項が生じた場合や、返還猶予事由・返還免除事由に該当する場合には、速やかに届出・手続きを行ってください。

5 申請方法

- (1) 申請は、養成施設又は高等学校を通して行ってください。第1期㊤入学決定者（専門学校進学）及び第2期申請については、養成施設あて、第1期㊤入学予定者（短大・大学進学）については、在学する高等学校あて、必要書類を提出してください。
- (2) 養成施設（第1期㊤の場合は高等学校）において、申請者に係る「推薦書」（第4号様式又は様式23）及び「直近の学業成績証明書」を作成し、申請者から提出された書類とあわせて募集期間内に県社協へ提出してください。
ただし、第1期㊤申請者の「直近の学業成績証明書」は、直近に卒業した（又は卒業見込み）の学校の成績証明書とします。

6 連帯保証について

- ・連帯保証人が1名必要です（申請者が未成年の場合は法定代理人とします）。
- ・親族などの状況から個人の連帯保証人を立てることが困難な場合は、法人による連帯保証（以下「法人保証」といいます。）も可とします。

(1) 個人の連帯保証人

日本国内に居住(申請者が未成年で、法定代理人が職務上の事由で海外赴任中の場合を除く)する日本国籍を有する者、永住者（特別永住者）で、独立の生計を営む成人

(2) 連帯保証人となることができる法人

次の①、②のいずれかの要件を満たす法人とします。（法人保証をお考えの法人は、事前にご相談ください。）

- ① 申請者が在学する養成施設を5年以上運営する法人
- ② 茨城県内で返還免除対象業務を5年以上営む法人

また、いずれの法人についても、保証能力等を確認するため、法人に関する次の書類を提出してください。

- ア 定款
- イ 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ウ 直近2か年分の決算書（総括部分）
（貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書、損益計算書等）
- エ 連帯保証することを承認した理事会等の議事録の写し
（注）議事録には、次の項目を明示してください。
茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金（社会福祉士修学資金）の借受に係る連帯保証であること、借受者氏名、借入金額、借入合計金額
- オ 法人の事業概要がわかる書類等

【別表】申請に必要な書類 ○は全員、●は該当者のみ

	番号	提出書類（様式等）	申請時期		留意事項
			第1期	第2期	
申請者が準備	1	修学資金貸付申請書 (第1号様式 又は 第1号様式の2)	○	○	・ 個人保証の場合は第1号様式、法人保証の場合は第1号様式の2を提出 ・ 消せるボールペンや修正液は使用不可 ・ 作成にあたっては、申込書類記入上の注意 (p10)、記載例 (p11、12) を参照 ・ 写真は6か月以内に撮影したもの 【申請者記入欄】 ・ 貸付申請者本人が自筆し押印 【連帯保証人記入欄】 ・ 連帯保証人が作成 (個人保証) 連帯保証人本人が自筆し実印を押印 (申請者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人とします。) (法人保証) 連帯保証人となる法人が記入し、公印を押印
	2	申請者の住民票謄本 ㊤世帯員全員の記載がある住民票を提出してください	○	○	・ 3か月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの (マイナンバー及び本籍地の記載は不要) ・ 申請者が外国籍の方の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等の満了の日が記載されたもの
	3	課税証明書等	○	○	・ 3か月以内に発行された直近の市町村民税課税証明書 (所得の種類・額、市町村民税の状況、扶養親族の数、各種控除額が明示された個人用のもの) ・ 「2 住民票」に記載のある18歳以上の方全員分 (収入がない方は非課税証明書) を提出
	4	養成施設の合格証の写し 又は誓約書 (様式24)	○		・ 合格者は、合格証の写しを提出 ・ 申請日以降に受験する者は、誓約書 (様式24) に申請者本人が自筆し、受験票の写しを添付して提出
	5	直近の学業成績証明書	○	○	・ 養成施設等の成績証明書 ただし、入学予定又は入学直後で養成施設等の成績証明書がない場合は、直近に卒業した (又は卒業見込の) 高等学校等の成績証明書を提出。高校等卒業後、年数が経過し成績証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書 (様式不問) 及び卒業証書の写しを提出。
	6	「他の貸付金等の借受の状況」が「有」の場合は、それが確認できる書類	○	○	・ 他の貸付金等の借受 (申請) 額が分かる書類を添付
	7	離職して2年以内であることを証明する書類	○	○	・ 中高年離職者 (45歳以上かつ離職後2年以内の方) の場合

	番号	提出書類（様式等）	申請時期		留意事項
			第1期	第2期	
申請者が準備	8	生活保護受給等について居住地の福祉事務所長が発行する書類	○	○	・生活費加算制度を利用する場合は、生活保護受給者証明書及び修学資金の貸付による自立助長の効果に関する意見書を提出 ⑨生活費加算と生活保護は同時に受けることはできません。 ⑩その他個別状況に応じ必要となる書類があります。
	9	自立支援に関する児童相談所長の意見等が記載された書類	○	○	・法人保証を受ける児童養護施設等退所者の場合 ⑩その他個別の状況に応じ必要となる書類があります。
連帯保証人が準備	10	連帯保証人に関する書類 ⑨個人保証と法人保証では提出する書類が異なります。	◎	◎	【個人が連帯保証する場合】 3か月以内に発行された ・連帯保証人の所得証明書 「3 課税証明書等」に連帯保証人の証明も含まれる場合は省略可 ・連帯保証人の印鑑登録証明書 【法人が連帯保証する場合】 連帯保証する法人について、次のア～エの書類（原本証明のあるもの）及びオを添付 ア 定款 イ 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの） ウ 直近2か年の決算書（総括部分）下記に該当するもの全て 〔貸借対照表、事業活動計算書、損益計算書、資金収支計算書、その他〕 エ 法人として連帯保証することを決定したことが確認できる書類（理事会議事録の写し等） オ 法人の事業概要が分かるパンフレット等
	11	学校長による推薦書（様式23）	◎		・第1期⑩申請者（短大・大学進学）
高校作成	5	直近の学業成績証明書	—	—	（5の再掲）
養成施設等作成	12	推薦書（第4号様式）	◎	◎	・第1期④（専門学校進学）又は第2期申請者
	5	直近の学業成績証明書	—	—	（5の再掲）

7 貸付決定及び貸付契約

- (1) 提出された申請書類等を県社協において審査のうえ、修学資金貸付の適否を決定し、結果を通知します。
- (2) 貸付決定通知とともに契約締結に必要な書類（①、③）を送付します。別に指定する期限までに②、④を添えて県社協に提出して下さい。
 - ① 修学資金等借用証明書（以下、「借用証書」という）
 - ② 申請者本人の実印及び印鑑登録証明書
 - ③ 振込口座申込書（申請者本人名義の金融機関口座（ゆうちょ銀行を除く）に限る）
 - ④ 金融機関口座確認書類（通帳の写しなど）
- (3) 借用証書の提出をもって貸付契約締結となります。貸付契約締結に係る貸付制度説明会を実施しますので、申請者ご本人が必ず出席して下さい。

8 貸付金の交付

貸付金は、原則として年4回（6月・9月・12月・3月）に分け、申請者ご本人名義の金融機関口座に送金します。

9 貸付金交付後の手続き等

- (1) 各種届出
貸付金交付後、住所、修学・就労状況等に変更が生じた場合は、速やかに県社協に連絡して下さい。
- (2) 貸付金の返還
修学資金は、返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付期間の2倍に相当する期間内に月賦・半年賦又は一括払の方法により返還してください。
なお、返還期間内に返還できない場合は、年5.0%の延滞利子が発生します。
- (3) 貸付金の返還免除
修学資金の貸付を受けた人は、養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格登録を行い茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士又は社会福祉士としての業務に引き続き5年間（県内の過疎地域又は中高年離職者（養成施設等入学時に45歳以上で離職して2年以内の者）が業務に従事した場合は3年間）業務に従事した場合、修学資金の返還は免除となります。
＜県内の過疎地域＞
常陸太田市のうち旧里美村・旧水府村・旧金砂郷町にあたる地域、
常陸大宮市のうち旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村にあたる地域、
城里町のうち旧七会村にあたる地域、大子町、利根町



Q1 貸付金の申請は茨城県社会福祉協議会へ提出するのですか？

介護福祉士修学資金等貸付制度の貸付申請は、「推薦書」を提出していただく必要があるため、入学が決定した養成施設又は在学する高校から行って下さい。

申請者ご本人又は保護者から直接受理することはできません。

Q2 この貸付金は、申請後どのくらいの期間で交付されますか？また、入学準備金・就職準備金はいつ振込まれますか？

介護福祉士修学資金等貸付制度は、国と県の補助金を原資として、介護福祉士・社会福祉士の資格を取得するため養成施設に在学する人の学費として交付されます。

申請書類を審査後、貸付決定されたご本人と貸付契約を締結した後、貸付金を交付します。
(P. 2「4 申請から返還免除までの流れ」参照)

入学準備金は初回の送金時に月額貸付金と合わせて交付し、就職準備金は修学期間最終年度の最終回送金時にあわせて交付します。なお、国家試験受験対策費については、年度の第1回目送金時に交付します。

※国家試験受験対策費は、介護福祉士のみが対象です。

Q3 貸付期間中に学校を留年又は休学した場合はどうなりますか？

学業成績不良による留年の場合は貸付契約の解除となり、卒業後から貸付金を返還していただきます。

ただし、災害、病気等やむを得ない事情がある場合にはご相談ください。

妊娠・出産等で休学した場合は、養成施設に在籍している限り猶予期間として取り扱い、その間貸付金の交付を停止します。復学後、交付を再開します。

Q4 貸付金を返還することになった場合、いつまでに返還すればよいですか？

貸付金を返還することになったときは、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に、一括、半年賦または月賦のいずれかの方法で返還してください。

例えば、2年間貸付を受けた場合は、返還決定後4年以内に貸付金の全額を返還していただきます。月賦で返還する場合は、次のようになります。

〈貸付金額 1,680,000円、貸付期間が2年間の場合〉

・返還期間最長4年（48月）

$1,680,000円 \div 48月 = 35,000円$ （1回当たりの返還金額）

・返還期間の算定は、返還しなければならない事由が発生した翌月からとなります。返還期限を過ぎても返還が終了していない場合は、残金に年5.0%の延滞利子が加算されます。

Q5 働きながら養成施設に在学していますが、就職準備金は申請できますか？

申請日現在において就業中の方は、就職準備金の貸付の対象となりません。ただし、入学準備金は申請していただけます。

Q6 収入が無い人の課税証明書はどうすればいいですか？

住民票に記載のある18歳以上の人で、収入が無い場合には非課税証明書を提出してください。なお、前年度が高校生であっても貸付申請者本人の非課税証明書の提出が必要です。

Q7 生活費加算制度とはどのような人が対象になりますか？

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯含む）の方は、生活費の一部に充当できる費用を加算することができます。

加算額は貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。また、加算額について貸付決定後、貸付期間中に変更はできません。

※生活費加算を付帯する場合は生活保護の廃止または世帯分離が必要です。

Q8 生活保護世帯に準ずる経済状況とはどのようなことですか？

貸付申請日の属する年度または前年度において、次のいずれかの措置を受けている世帯で、茨城県知事が認定した世帯の人です。

- ア 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税世帯
- イ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ウ 国民年金法第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- エ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

Q9 生活費加算を申請したい場合はどのようにしたらよいですか？

Q7および8の条件を満たし生活費加算制度を希望する場合は、修学資金貸付申請前に県社協へ養成校または高校を通してご相談ください。申請に必要な提出書類等がありますので、個々に対応します。

Q10 卒業後、介護福祉士等の資格は取得しましたが、規定の業務に従事しなかった時はどうなりますか？

養成施設を卒業した日から1年以内に規定する業務に従事しなかった場合は、返還の義務が生じます。ただし、規定業務に従事する意思があるにもかかわらず、業務に従事できなかったことについて、災害、疾病等特別な事情があると認められる場合は、その間の返還を猶予することができます。

様式集

介護福祉士・社会福祉士 修学資金貸付制度

目次

申込書類記入上の注意

修学資金貸付申請書 記入例

修学資金等チェックリスト

修学資金等貸付申請書（第1号様式）（個人保証）

修学資金等貸付申請書（第1号様式の2）（法人保証）

推薦書（第4号様式）

修学資金等辞退届（第10号様式）

学校長による推薦書（様式23）

誓約書（様式24）

※申込書類記入上の注意

①文字を訂正する際は、修正液・修正テープ等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直して下さい。また、消えるボールペンで記入した書類は受理できませんのでご注意ください。

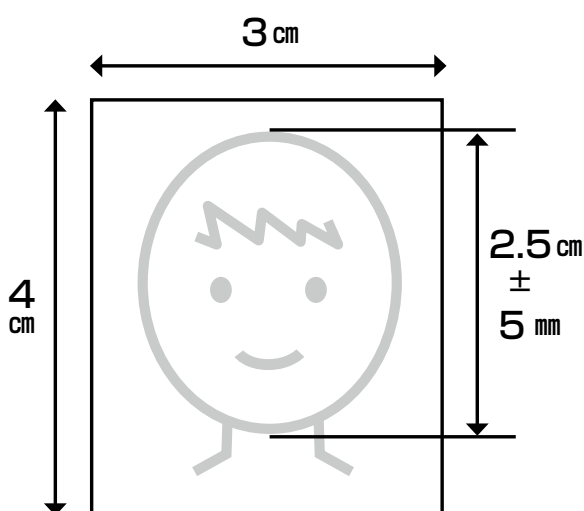
②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。

③貸付申請書の「連帯保証人記入欄」について

個人の場合は、必ず連帯保証人による署名捺印（実印）をお願いします。（未成年の場合は、必ず法定代理人が連帯保証人になってください。）貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。また、文字を訂正する際は、修正液・修正テープ等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して、連帯保証人の実印を押し、書き直して下さい。

法人保証の場合は、連帯保証人となる法人が記入し(ゴム印可)、公印（社印等）を押印してください。

※申請書に貼付する写真についての注意事項



＜申請書に貼付する証明写真＞

- 1 縁なしで、サイズはタテ4センチメートル、ヨコ3センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが2.5センチメートル（±5ミリメートル）
- 2 申請者本人のみが撮影されたもの
- 3 提出の日付前6か月以内に撮影されたもの
- 4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの

※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。

- ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れていたりするもの
- イ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等）
- ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの
- エ 平常時の相貌と著しく異なるもの

記入例

第1号様式（個人保証）

介護福祉士記入例

- ・鉛筆やこすると消えるボールペンは不可
- ・記載した内容を訂正する場合は修正部分に二重線を引き訂正印を押して下さい。※修正液使用不可

修学資金貸付申請書

申請日（申請期間内の日付）

（申請日） 令和 ○年 ○月 ○日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、茨城県介護福祉士修学資金等貸付規程に基づき、本修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】

貸付希望	☐ 社会福祉士		※貸付番号及び貸付開始年月		(写 真) 縦 4 cm × 横 3 cm
修学金種別	☒ 介護福祉士		年 月		
(フリガナ)	フクシ ハナコ		性 別		申請日現在の満年齢
申請者氏名	福祉 花子		男 ・ 女		
生 年 月 日	昭和・平成 ● 年 ● 月 ● 日		年 齢 18 歳		
留学生は、元号を二重線で消して西暦でも可 〒310-8586 茨城県千波町○○ 住民票の住所を記入、アパート名等も記入 日中の連絡先(携帯)も記入 電話番号 090 (123) 4567 029 (350) 8366					
養成施設等の名称	学校法人●▲学園 ○○医療福祉専門学校		入 学	令和 ●年 4 月 ●日	
学部・学科・課程・コース名	▲福祉学科 (第 1 学年)		修業年限	2 年 箇月	
卒業後の就労先	茨城県内の特別養護老人ホーム		卒業予定年月日	令和 ●年 3 月 ●日 (希望・内定)	
貸付申請期間	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで (24 箇月)				
申 請 金 額	① 修学資金 月額 50,000 円 × 24 箇月分 = 1,200,000 円 (月額 50,000 円以内) 計 (1,200,000 円) ② 入学準備金 (200,000 円) (200,000 円以内) ③ 就職準備金 (200,000 円) (200,000 円以内) ④ 国家試験受験対策費 (80,000 円) (1 年度当たり 40,000 円以内) ※ただし介護福祉士修学資金申請者のみ対象 ⑤ 生活費加算 月額 円 × 箇月分 = (円) 総 額 (①+②+③+④+⑤) 1,680,000 円				
返 還 時 期	令和 4 年 4 月から 令和 8 年 3 月まで				
返 還 方 法	月 賦 ・ 半年 賦 ・ 一括				
他の公的給付・貸付又は修学資金等申請借用状況	☐ 申請中 ※ 申請中又は借用中の場合、修学 ☒ 借用中 日本学生支援機構 ☐ な し				

(次ページに続く)

申請者の履歴・賞罰等	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。			
	学歴					
	令和 2	3	茨城県立〇〇高等学校 卒業			
	令和 2	4	学校法人●▲学園 〇〇医療福祉専門学校 入学			
	令和 4	3	学校法人●▲学園 〇〇医療福祉専門学校 卒業見込			
	免許					
令和 2	3	普通自動車第一種免許 取得				
申請日現在の満年齢で記入						
申請者の家族の状況	続柄	氏 名	年齢	同居・別居	勤務先・学校等	年度課税額
	本人	福祉 花子	18	同居・別居	学校法人●▲学園 〇〇医療福祉専門学校	0 円
	父	福祉 父男	46	同居・別居	〇▲株式会社	185,500 円
	母	福祉 母美	44	同居・別居	特別養護老人ホーム 〇〇△△	64,500 円
	兄	福祉 太郎	19	同居・別居	●●大学	0 円
	弟	福祉 次郎	14	同居・別居	水戸市立〇〇中学校	0 円

【連帯保証人記入欄】

連帯保証人（申請者が未成年の場合は法定代理人）自筆

上記の申請に対し、修学資金の貸付が決定された場合は、保証人による負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲内で利用することに同意します。

連帯保証人	フリガナ	フクシ チチオ		実印	申請者との関係	
	氏 名	福祉 父男		印 (男)・女	父	
	生年月日	昭和・平成 48 年 ● 月 ● 日 年齢 46 歳				
	住 所	〒310-8586 水戸市千波町〇〇 電話番号 029 (350) 8366				
	勤務先等	名 称	〇▲株式会社 水戸市			
	所在地	〒310-8586 水戸市千波町■〇 電話番号 029 (350) 8366				
年収（税込額）	4,822,505 円		雇用形態	□正規 □パート □その他		

※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること

令和2年度介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付申請チェックリスト

(提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。)

学 校 名

(推薦書作成学校名)

申請者氏名

【提出書類 記載内容確認チェック】 (必須は全員提出)

番号	提出書類 (様式等)	提出区分	留意事項 □に✓	
1	修学資金貸付申請書 (第1号様式(個人保証)又は第1号様式の2(法人保証))	必須	☐	すべて自筆記入(連帯保証人欄は連帯保証人が記入)
			☐	押印した(連帯保証人欄は連帯保証人の実印)
			☐	貸付を受ける期間と金額(申請期間、申請金額)を確認した
2	住民票謄本	必須	☐	・申請者と申請者の生計を支える世帯全員の住民票(世帯主・続柄の記載があるもの) ・3か月以内に発行されたもの
3	課税証明書等	必須	☐	・住民票に記載のある18歳以上の世帯全員の課税証明書又は非課税証明書 ・3か月以内に発行されたもの
4	直近の学業成績証明書	必須	☐	在学する養成施設等の学業成績証明書 又は直近に卒業した(卒業見込)学校の成績証明書
5	連帯保証人に関する書類	必須	☐	【個人が連帯保証の場合】 ・連帯保証人の所得証明書
			☐	・連帯保証人の印鑑登録証明書
6	推薦書 (様式23又は第4号様式)	必須	☐	【法人保証の場合】原本証明 定款
			☐	履歴事項全部証明書
			☐	直近2か年分の決算書
			☐	法人として連帯保証することを決定したことを確認できる書類
			☐	事業概要が分かる書類 など
7	推薦書 (様式23又は第4号様式)	必須	☐	1期⑧申請者は、高等学校長の推薦書(様式23) 1期④、2期申請者は養成施設の推薦書(第4号様式)
7	養成施設の合格証の写し 又は誓約書(様式24)	1期申請者のみ	☐	合格者は、合格証の写しを提出 申請日以降に受験する者は、誓約書(様式24)提出
8	「他の貸付金等の借受の状況」が分かる書類	該当者のみ	☐	申請書の該当欄が“有”の場合、他の貸付等の借受(又は申請)額が分かる書類
9	離職2年以内を証明する書類	該当者のみ	☐	中高年離職者(45歳以上かつ離職後2年以内の方)として申請する場合
10	生活保護受給等の書類	該当者のみ	☐	居住地の福祉事務所長が発行する書類 ※
11	自立支援に関する書類	該当者のみ	☐	児童相談所長の意見等が記載された書類

※ 生活費加算制度利用については、居住地の福祉事務所長等が発行する生活保護受給者証明書及び修学資金の貸付けによる自立助長の効果に関する意見書(生活費加算と生活保護は同時に受けることはできません。)

【その他】

- ・茨城県社会福祉協議会では、申請書類が全て整っている場合に、その記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

第 1 号様式（個人保証）

修学資金貸付申請書

（申請日）令和 年 月 日
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程に基づき、本修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】

貸付希望 修学金種別	☐ 社会福祉士 ☐ 介護福祉士	※貸付番号及び貸付開始年月		(写 真) 縦 4 cm × 横 3 cm
(フリガナ)			年 月	
申請者氏名			性 別 男 ・ 女	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年 齢	歳	
申 請 者 住 所	〒 ー 電話番号 ()			
養 成 施 設 等 の 名 称			入 学	年 月 日
学部・学科・ 課程・コース名	(第 学年)		修業年限 年 箇月	
			卒業予定 年 月 日	
卒業後の就労先	(希望・内定)			
貸付申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月)			
申 請 金 額	①修学資金 月額 円 × 箇月分 = (月額 50,000 円以内) 計 (円)			
	②入学準備金 (円) (200,000 円以内)			
	③就職準備金 (円) (200,000 円以内)			
	④国家試験受験対策費 (円) (1 年度当たり 40,000 円以内) ※ただし介護福祉士修学資金申請者のみ対象			
	⑤生活費加算 月額 円 × 箇月分 = (円)			
	総 額 (①+②+③+④+⑤) 円			
返 還 時 期	年 月 から 年 月 まで			
返 還 方 法	月 賦 ・ 半 年 賦 ・ 一 括			
他 の 公 的 給 付・貸付又は修 学資金等申請 借用状況	☐ 申請中 ※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の名称 ☐ 借用中 ☐ な し			

申 請 者 の 履 歴 ・ 賞 罰 等	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。			
申 請 者 の 家 族 の 状 況	続柄	氏 名	年齢	同居・別居	勤務先・学校等	年度課税額
	本人			☒ 同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、修学資金の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して修学資金等の債務を負担します。
また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連 帯 保 証 人	フリガナ			実印	男・女	申請者との関係	
	氏 名						
	生年月日		昭和・平成 年 月 日	年 齢	歳		
	住 所		〒 ー 電話番号 ()				
	勤 務 先 等	名 称					
		所在地	〒 ー 電話番号 ()				
	年収（税込額）		円	雇用形態	☐ 正規 ☐ パート ☐ その他		

修学資金貸付申請書

(申請日) 令和 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付規程に基づき、本修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】

貸付希望 修学金種別	☐ 社会福祉士 ☐ 介護福祉士	※貸付番号及び貸付開始年月		(写 真) 縦 4 cm×横 3 cm
(フリガナ) 申請者氏名			年 月	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	年 齢	歳	
申請者住所	〒 ー 電話番号 ()			
養成施設 等の名称		入 学	年 月 日	
学部・学科・ 課程・コース名	(第 学年)	修業年限	年 箇月	
		卒業予定	年 月 日	
卒業後の就労先	(希望・内定)			
貸付申請期間	年 月 日から 年 月 日まで (箇月)			
申請金額	①修学資金 月額 円× 箇月分＝ (月額 50,000 円以内) 計 (円) ②入学準備金 (円) (200,000 円以内) ③就職準備金 (円) (200,000 円以内) ④国家試験受験対策費 (円) (1 年度当たり 40,000 円以内) ※ただし介護福祉士修学資金申請者のみ対象 ⑤生活費加算 月額 円× 箇月分＝ (円) 総 額 (①+②+③+④+⑤) 円			
返 還 時 期	年 月 から 年 月 まで			
返 還 方 法	月 賦 ・ 半 年 賦 ・ 一 括			
他の公的給付・ 貸付又は修学 資金等申請借 用状況	☐ 申請中 ※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の名称 ☐ 借用中 ☐ な し			

申請者の履歴・賞罰等	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。			
申請者の家族の状況	続柄	氏名	年齢	同居・別居	勤務先・学校等	年度課税額
	本人			同居 ・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、修学資金の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して修学資金等の債務を負担します。

連 帯 保 証 人	法人の名称及び 代 表 者 氏 名				代 表 者 印
	所 在 地	〒 ー			
		電話番号 ()			
	設 立 年 月 日	年 月 日			
申請者との関係					
担 当 連 絡 先	部署名 (担当者)		電話番号		

推薦書

令和 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

養成施設等の所在地

電話 ()

養成施設等の名称

養成施設等の長の職及び氏名

社印又は
代表社印

下記の者は、介護福祉士修学資金等の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

種 別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
課程名	
入学年月日	令和 年 月 日
卒業（修了）予定年月日	令和 年 月 日
学 年	第 学年
氏 名	
他奨学金・修学資金等 申請・借用の有無	無 ・ 有 申請書のとおり確認しました。 ※有りの場合 (奨・修学資金名)
所 見 (人物・成績等)	
推薦理由	
推薦順位	位／ 人中

(きりとり)

修学資金等辞退届

令和 年 月 日

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長 様

〒
借受人 住所

(電話
氏名

)
印

下記のとおり修学資金等の貸付を辞退したいので、届け出ます。

記

貸付番号	
辞退年月日	令和 年 月 日
辞退する理由	

学校長による推薦書

令和 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

高等学校の所在地

電話 ()

高等学校の名称

高等学校長氏名・印

職
印

下記の者は、介護福祉士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

推 薦 す る 者 の 氏 名	
現 在 在 籍 す る 学 科	
学 年 ・ 組	年 組
卒 業 予 定 年 月 日	令和 年 月 日（予定）
入学予定の養成施設の名称	
奨 学 金 ・ 修 学 資 金 等 申 請 ・ 借 用 の 有 無	無 ・ 有 申請書のとおり確認しました。 ※有りの場合 (奨・修学資金名)
所 見 (人 物 ・ 成 績 等)	
推 薦 理 由	

誓 約 書

令和 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、介護福祉士の資格を取得し、茨城県内の社会福祉施設等で介護の業務に従事するため、令和 年 4 月に下記の介護福祉士養成施設に入学する意思を持っています。

今年度実施される入学者選抜試験を受験することを誓います。
また、受験票の写は下記の試験期日までに必ず提出します。

介護福祉士養成施設の名称、所在地

(名称)※学部学科名も記入

(所在地)

(入学者選抜試験日)

令和 年 月 日 (受験票の写提出期限)

(学校名)

(氏 名)



(住 所)

メモ

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, leaving ample room for practicing various letters and words. There is no text or other markings on the page.

メモ

[illegible]

メモ

[illegible]

メモ

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features approximately 20 horizontal dashed lines spaced evenly across the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

お問い合わせ

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 3 階
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会内

TEL 029-350-8366

FAX 029-244-4652

（平日午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで）
※土日・祝及び年末年始は休みです。

アクセス

■バス

JR 水戸駅北口 6 番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車（乗車時間 約 20 分）。

■車

常磐自動車道水戸 IC から国道 50 号バイパスを大洗方面へ約 10 km。または、北関東自動車道水戸南 IC から国道 50 号バイパスを笠間方面へ約 7 km。



ホームページ

<http://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

茨城県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金貸付

検索

茨城県社会福祉協議会 社会福祉士修学資金貸付

検索